

磐梯町農業委員会 5 月定例会総会会議録

1. 開催日時

日時 令和 3 年 5 月 1 9 日（水）午前 9 時 0 0 分

場所 磐梯町役場 大会議室

2. 委員定数

1 7 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 1 2 番 加藤 健一

会長職務代理者 1 1 番 田中 重博

委 員

3 番 佐藤 栄祐 4 番 前田 諭志 5 番 川井 信之

8 番 上野 庄市 9 番 田中 茂 1 0 番 佐藤 栄喜

農地利用最適化推進委員

1 番 卯月 宏次 2 番 鈴木 一功 4 番 加藤 正己

4. 本日の総会に欠席した委員

委 員

1 番 金田 未樹 2 番 鈴木 翼 6 番 鈴木 勇一

7 番 遠藤 充孝

農地利用最適化推進委員

3 番 鈴木 照喜 5 番 鈴木 庄次

5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 2 8 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

議案第 2 9 号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式）

議案第 3 0 号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認について

協 議 事 項 磐梯町荒廃農地再生事業補助金交付申請について

協 議 事 項 令和 4 年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

7. 会議録

議長

磐梯町農業委員会総会規約第7条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 9番 田中 茂 委員

議席 10番 佐藤 栄喜 委員

議長

日程第2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

議長

事務局説明に対して質問・意見を図り異議無しの声多数により、承認されました。

議長

日程第3 議案第28号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

事務局に説明を求めます。

事務局

日程第3 議案第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和3年5月19日提出。

では、1番から説明申し上げます。

今回の申請地は、大字〇〇字〇〇32番地 畑 農振農用地 面積は741㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は2年10ヶ月、10アール当り賃借料は3,000円であります。期間につきましては、令和3年6月1日から令和6年3月31日までということになります。

続きまして、2番です。大字〇〇字〇〇65-1番地 畑 農振農用地 面積は458㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は2年10ヶ月、10アール当り賃借料は3,000円であります。期間につきましては、令和3年6月1日から令和6年3月31日までということになります。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。質問・意見ございませんか。

11番 田中 重博 委員

賃借料10アールあたり3,000円で、利用権設定の期間が2年10ヶ月ということだが、代金の支払いについて、月割りとか何か報告は受けているのか。

事務局

6月からということで周期が令和3年度、令和4年度、5年度、6年度でお支払いをする聞いております。10アールあたり3,000円を3年間でお支払いするということになります。

議長

他に何か質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第28号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借) 承認することに決定いたしました。

議長

日程第4 議案第29号 農用地利用集積計画の承認について(一括方式) 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第4 議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和3年5月19日提出。

一括方式ということですが、まず所有者が農地中間管理機構に貸付をします、そして農地中間管理機構から耕作者が借受をするということで、それを一括で承認をいただくという提案になっております。では説明申し上げます。

今回の申請地は、大字〇〇字〇〇107番地外7筆 地目は全て田 農振農用地 面積8筆の合計は10,464㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、農地中間管理機構を通しての賃貸借、利用目的は田、10アール当り賃借料は12,000円であります。期間につきましては、10年8ヶ月ということになります。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局から説明がありましたが、質問・意見要望等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第29号 農

用地利用集積計画の承認について（一括方式） 承認することに決定いたしました。

ここで、川井 信之 委員の関連なので退席を求めます。

（川井 信之 委員退席）

議長

日程第5 議案第30号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認について 1番について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第5 議案第25号 非農地証明交付申請の承認について 令和3年5月19日提出でございます。では、1番から説明申し上げます。

申請地が、大字〇〇字〇〇4345番地 外計2筆 地目が畑 2筆面積合計は91㎡です。権利種別が非農地証明であります。所有者は〇〇の〇〇〇〇氏、非農地の事由としては、現況と一致させたいということで申請されております。資料No. 1をご覧ください。現況確認証明確認書ということで、5月13日に現況確認者調査員3名の方に現地立会いを行い確認していただいているところです。場所は、本寺地区の資料館の西側の田の奥のほとんど山林の中にあるということでした。添付書類で、申請書、字限図、登記簿謄本、現況写真、法務局公図で確認下さい。非農地の判断理由としては、申請地の現況及び申請書の経過等により非農地と判断したということであります。最後に、非農地化した経過ということで、本寺区長さんから出されております。経過としては、昭和50年ころよりおおむね46年間耕作されていない経過でございます。現地は、写真と同様に山林の中に地目だけが畑で残っているという状況を現地確認してきましたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ここで、現況確認調査員の上野 庄市 委員より説明を求めます。

8番 上野 庄市 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、5月13日に遠藤委員、田中委員、と私、事務局長と小川係長で現況確認をしてまいりました。現地に行くにも山林で行けない状況で、地目が畑ということですが、見てのとおりで山林の状態で、現況調査員全員これは山林原野であろうということで3人とも意見が一致いたしましたので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

事務局並びに現況確認調査員から説明がありましたが、質問・意見等ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長

異議なし多数のため、議案30号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認について 1番について承認されました。

承認されましたので、ここで川井 信之 委員の着席を求めます。

(川井 信之 委員着席)

続きまして、2 番について事務局に説明を求めます。

事務局

続いて、2 番の説明を申し上げます。申請地が、大字〇〇字〇〇1 2 8 2－1 番地 地目が田 現況が原野 面積は3 3 8 ㎡です。所有者は〇〇の〇〇〇〇氏、非農地の事由としては、現況と一致させたいということで申請されております。資料No. 2 をご覧下さい。現況確認証明確認書ということで、1 番と同様に、同日の5 月1 3 日に現況確認者調査員3 名の方に現地立会いを行い確認していただいているところです。資料No2 をご覧いただきたいと思います。添付資料で、申請書、字限図、登記簿謄本、現況写真、法務局公図で確認しております。場所については、案内図をご覧いただきたいと思います。磐梯町駅の東口で、現在道路の新設が行われているところでもあります。写真を見ていただきたいと思います。今回の申請地は、昨年農地転用した土地の南側のところでもあります。なお、この周辺についても以前から現況確認で非農地化した土地が点在しております。

最後に、非農地化した経過ということで、大寺一区農事実行組合長さんから出されております。経過としては、平成1 3 年ころよりおおむね2 0 年間耕作されていない経過でございます。なお、この土地でございますが、字切図をご覧いただきたいと思います。申請地の南側に1 2 9 7－5 9 番地が隣接していると思いますが、こちらの土地を町で買収して宅地造成をする予定の土地となっておりまして、1 2 8 2－1 番地の一部がこれにかかるとということで、これから町で4 区画の宅地造成の計画があるということにもなっておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ここで、現況確認調査員の上野 庄市 委員より説明を求めます。

8 番 上野 庄市 委員

同日の5 月1 3 日に遠藤委員、田中委員、と私、事務局長と小川係長で現況確認をしてまいりました。場所は、株式会社〇〇〇〇〇の東側で、地目が田ということですが、周りに水利もなくて、現況は耕作できるような状態ではありませんでしたので、以上のことから、現況確認した結果、田ではなく原野であろうと判断いたしましたので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

事務局並びに現況確認調査員から説明がありましたが、質問・意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なし多数のため、議案3 0 号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認について 2 番について承認されました。

議長

日程第6 協議事項 磐梯町荒廃農地再生事業補助金交付申請について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第6 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について 資料No3をご覧いただきたいと思います。申請書等ありますが、その前に一番最後のページに「磐梯町荒廃農地再生事業補助金交付要綱」が添付されていると思いますので、要綱の基準を改めて確認をして、その後で申請書の内容について確認をいただきたいと思います。まず、要綱の第2条で農業者とは、町内に住所を有する農業者となっており、荒廃農地とは、1年以上耕作又は管理されていない農地で磐梯町農業委員会において荒廃農地と認めた農地をいうと定義されています。そのため、今回現況確認調査員の方たちにも現況を見ていただいた経過でございます。荒廃農地再生事業とは、耕作を目的としての除草、徐れき、抜根整地等を実施する再生作業をいう定義でございます。次に、第3条の交付対象者の内容ですが、この事業を行った年から10年以上当該農地の利用が見込まれる者という条件がございます。そして、第5条で補助金の額を定義しているわけでございますが、(1)で除草、徐れきを伴う作業は10アールあたり10万円を限度、(2)は除草、徐れき及び抜根整地、土地改良を伴う作業は10アールあたり30万円を限度とするということで要綱をご確認いただきたいと思います。

それでは申請書の方を説明させていただきます。申請者は、〇〇〇の〇〇〇〇氏、本人から4月30日に申請がされています。交付申請額は、〇〇〇〇〇〇円、再生面積が117.04アールでございます。裏面には、再生事業実施計画書でございまして、〇〇〇の〇〇〇〇氏と利用権設定している内容でございます。現況写真ですが、すべて田ということであります。その後のページに〇〇〇の〇〇〇〇氏と利用権設定している内容で、こちらにもすべて田で現況写真が添付されているところであります。その後、荒廃農地再生事業の見積書が付いております。今回は業者委託ではなく、〇〇〇〇氏直営により作業を行うということで、草刈り、耕起作業、代かき、畔塗りということで磐梯町農作業労賃を参考に算出いただいているところであります。あと労務費を算出しまして見積額として〇〇〇〇〇〇円ということになります。こちらが交付申請額ということになっております。先ほど申し上げましたとおり要綱で10アールあたり10万円限度とする基準になっている判断に基づいております。117.04アールですので、基準どおりであれば〇〇〇万円ではありますが、その内輪の金額で実施をするということになります。その次に確約書が添付されております。利用権設定が令和8年までとなっていることから、10年の基準に満たないということで、10年以上利用するという確約をいただいております。そして、農地の位置図が付いております。以上のことで、農業委員会の審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局から説明がありましたが、質問・意見要望等ありませんか。

10番 佐藤 栄喜 委員

確認ですが、荒廃農地とは、磐梯町農業委員会において認めた農地、1年以上耕作又は管理されていない農地ということになっていますが、今回は耕運機で元に戻るということですが、簡単な作業で農地に戻るというものを荒廃農地とはしていないと思うのですが、遊休農地の部分も含んでいるという解釈でよろしいのか。

事務局

荒廃農地の基準にあたっては、10アールあたり30万円限度については、農地パトロールにおいて黄色判定であった部分という線引きがある訳でございますが、10アールあたり10万円限度については、そういった判断がないということで農業委員会で認めた農地という定義をさせていただいたところであります。今回この農地を借りるにあたって、1年以上耕作されていなかった部分を借りて行うということで、田の畦畔も一部なかったりするところもあり、このままでは荒廃農地になってしまうということで、借りるにあたって今後耕作を続けられるように荒廃農地再生事業を実施したいという内容でございましたので、現況確認調査員の方たちにも見ていただきながら判断していきたいということでございますのでよろしくお願いいたします。

10番 佐藤 栄喜 委員

わかりました。ありがとうございました。

議長

他に質問・意見等ありませんか。

9番 田中 茂 委員

今回、現況確認調査員ということで現地調査してきましたが、1年以上耕作していないということはわかりましたが、委員の中で話が出ましたが、農業機械だけでできるという部分についてはどうなのかというところがありました。バックホウが入ることだが植付けできないのではないかと、作付けできないという場合にどういう判定を下すのかという部分について事務局で対応願いたい。今回は軽微な非農耕地だが、もっとひどい農地もあるので、あらためて、農業委員会でよく検討いただきたいと思います。

事務局

今年度からこのような事業を始めてみようということで、事業を行う上で色々な課題も出てくると思われますので、農業委員の皆様の意見・要望をふまえて行っていきたいと考えています。場合によっては、来年見直しをして予算措置をして拡充していても良いかと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

1番 卯月 宏次 農地利用最適化推進委員

見積書なんですけど、つじつまが合わないと思うのですが。内容をもう少し考えて作成しても良いのではないかと思います。見積書を再度精査して作り直してもらった方がよいの

ではないと思います。

事務局

最終的に金額の確定は実績精算ということになりますので、そこで精査してもよいのではないかとということで受付いたしました。ただ、農業委員の皆様からもう一度見積書を精査した方がいいということであれば再度申請者の方に提出いただくということもありますが、実績に基づいて精算するということで考えていましたので、現段階の見積・計画ということで受けたところであります。

9番 田中 茂 委員

草刈りから畔塗りまでは農業委員会で決めた作業労賃なのでいいのですが、あまりに安いのではないかとということでちゃんと作業ができるのかということで心配ですが、先ほど事務局から説明があったように実績ということなのでやむを得ないという判断をいたしました。

事務局

事業のやり方としては、この直営と事業所への委託の方法があると思いますが、請負であればきちんとした見積もりが取れるかと思うのですが、今回は本人が実施するということなのでこのような見積りで受けさせていただきました。

10番 佐藤 栄喜 委員

事務局の説明はわかりましたが、確認ですが、実績主義でこれでやれると判断したところだが、最終的に実績で見直しもあるということによろしいか。

事務局

見積とあまりにも違う場合は、事業途中で変更があります。事業費の上限20%を超える場合は変更申請をいただくということになります。万が一、事業実施が困難な場合は申請者から内容を聞き取りして事務局で判断していくということになります。

11番 田中 重博 委員

今話を聞いていると、修正や実績主義ということだが、最初の事案なんだから事務局できちんと説明を聞いて事務局で確認をしなければならないのではないか。

事務局

直営でやるということで聞きましたので、バックホウは畦畔や畔塗で使うということでありました。今回、畦畔のないところを作るのにバックホウを使うということで聞いておりました。この見積もりも、バックホウ代、オペレーター代、運搬代については直営なのでこの金額で考えていて、軽油代が実績によってどのくらい変わるかというところです。

11番 田中 重博 委員

軽油代は、バックホウにかかるものなのか。

事務局

はい。そうです。そのため、そこまで変わらないかと見ておりました。ほとんどが直営作業に伴う耕起作業、代かき作業、畦畔作業の労賃ということですので、大きく変わる部

分はないのかと考えておりましたので、このような形で受けたところであります。

11番 田中 重博 委員

非農地化されている現況確認はしているのか。

事務局

はい。5月13日に先ほどの非農地証明の現況確認と同日にこの場所も見ていただいたところです。

11番 田中 重博 委員

現況確認した書類はなぜ付いていないのか。非農地化していると確認したならばその書類も必要ではないか。

事務局

はい。確認していただいておりますので、現況確認をしたという書類は残そうと思いますので、この案件についても作成して添付するという事で進めたいと思います。

11番 田中 重博 委員

特に荒廃農地については、現況確認したという書類も必要だと思うが。

事務局

はい。荒廃農地の程度の確認もしてもらっていますので、その確認によって基準の10アールあたり10万円のほうで問題ないという確認をしたという書類は残したいと思います。

5番 川井 信之 委員

バックホウ代25,000円、オペレーター代30,000円、畔塗りの単価56円というのはあくまでも畔塗機を使用した場合の単価だと思うが、このバックホウでやるのか。初めての申請の事案でもあるし、一番最初のたたき台としてきちんと精査した方がいいと思うが。

事務局

わかりました。では、バックホウ代、オペレーター代は公共事業の標準単価を使って積算するということにします。確かに、今回はあくまで本人の言い値ということもあったので、町の事業の標準単価に基づく金額にするように、申請者にお話をして、申請書を再提出していただくようにしたいと思います。今回、事業として認めていただければ、事務的に書類の差し替えをするということで承認いただければそのように進めたいと思いますがいかがでしょうか。

議長

そのような進め方で皆さんよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

では、委員の皆さんから意見も出ましたので、標準単価での積算をして申請書を再提出してもらうように事務を進めるということでお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。こちらの協議事項 磐梯町荒廃農地再生事業補助金交付申請について 承認

ということにいたします。

議長

日程第7 協議事項 令和4年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第7 協議事項 令和4年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について 説明いたします。資料4をご覧くださいと思います。県農業会議から、「意見の提出」に向けた令和4年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について ということで町農業委員会に届いております。この検討の背景については、1番に記載のとおりでございます。次に、検討の方法については、町農業委員会において、検討すべき項目ごとに情報共有と意見交換を行うということで意見の取りまとめを行うことになっております。次に検討すべき項目ということで、8点について検討することになっております。続いて、検討スケジュールですが、5月から6月に間で各農業委員会で検討するというので、6月末までという期間がございますので、今月の農業委員会定例会で内容を説明させていただいて、委員それぞれの意見を徴取して、来月の農業委員会で内容の決定をしていきたいと考えているところであります。検討にあたっての留意点ということで、新たな施策を要望する場合には、国や県において既に措置されていないか確認することなど、意見が出たところで県に確認しながら進めていきたいと思います。意見の取りまとめは、国なのか県なのか明確にするということです。次のページからが皆さんに検討いただく報告書となっておりますので内容について確認いただきたいと思います。委員皆さんの日頃の活動の中で気づいた部分であるとか、制度に対する要望・疑問があれば、記載をお願いしたいと思います。なお、ここでは国・県への要望となっておりますが、町への要望もあれば記載させていただいて結構でございます。令和4年度予算に反映させる要望書ということになりますので、提出期日は来月の7日までに事務局に提出をお願いしたいと思います。事務局では、県に要望が重複しているものがないか確認しながら、新たな要望だということになれば、6月定例総会で協議をして、磐梯町農業委員会としての要望書として取りまとめしていきたいと考えておりますので、記載をしていただきたいということですので、ご協力をお願いいたします。

議長

事務局から協議事項について説明がありましたが、質問・意見要望等ありませんか。

事務局

6月7日が来月の案件の提出期限ということなので、それに合わせて委員の方たちにも提出いただきたいということでございます。

9番 田中 茂 委員

これは全委員提出するのか。

事務局

ご意見があればということですが、皆さん活動していて気付いたところあると思いますので提出の方よろしく願いいたします。

10番 佐藤 栄喜 委員

これは毎年やっているものですか。

事務局

県の方でも、このように細分化したものは今年が初めてです。今年度からは意見要望あげて下さいというやり方に変ったようです。

議長

では、そのようなことで来月7日まで提出よろしく願いいたします。

議長

日程第8 その他について 1. 今後の日程及び参加者について 事務局に説明を求めます。

事務局

1. 今後の日程及び参加者についてですが、・・・・・・次回定例会については、6月18日を予定しておりますので委員の皆様は日程の調整をお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、その他皆様から質問・意見ございませんか。

10番 佐藤 栄喜 委員

先月、磐梯町から荒廃農地をなくそうということで、チェックをしていこうということで今回話がありました。100アールほど1名の方申請がありましたということですが、この他に主な要望があれば教えていただきたいと思います。

事務局

具体的には、〇〇地区からも相談があったところですが、こちらは何年も耕作されていない田で、徐れき、石もあるのでそれを片付けながらの作業ができないという話があった訳ですが、貸し借りの賃借料の問題であったり、実際、荒廃農地を借りて耕作していくというリスクが大きいということで、相談はありましたが、現在のところ事業実施まで至っていないということでもあります。前回2件と言ったのは、〇〇の件と今回の〇〇〇〇氏の件の2件でございます。

10番 佐藤 栄喜 委員

〇〇地区でも同じようなケースがありまして、その人は専業農家ですが、自分で荒廃農地を見つけて、見知らぬ人に貸してほしいと話すのが非常に負担が大きいと言っている人がいました。もし、町が間に入ってもらえれば作業してもいいというのはありましたので報告させていただきます。

議長

他に質問ございませんか。

(質疑ないので) 以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午前10時5分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和3年5月19日

議長(会長)

署名人

署名人